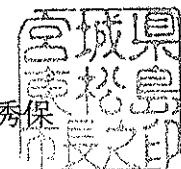




東松建設第 114号
平成19年4月23日

国土交通省道路局長様

東松島市長 阿部 秀保



中期的な計画の作成にあたっての意見について（回答）

道路整備事業につきましては、市民生活や経済・社会活動を支える最も基礎的な社会資本であり、地域間の交流・連携を促進する高規格道路から、幹線道路網である国・都道府県道の整備、さらには市民生活に密着した市道に至るまで、体系的な整備が必要です。

特に、地方交付税の削減等により、さらに厳しさを増す地方財政の中で、多額の一般財源が必要な道路整備事業における財源の確保は、非常に重要な課題です。

こうした状況から、地方が真に必要としている道路整備を遅らせることがないよう、道路整備のための財源を確保するとともに、地方自治体への配分割合を高めるなど、地方における道路整備財源の充実に努めるべきです。

なお、本市における道路事業にかかる意見については、下記のとおりです。

記

1. 道路網の一体的な整備の促進

本市においては、移動手段を自家用車に依存している地区が多く、三陸縦貫自動車道、国道、県道等主要な幹線道路と市道等の生活道路とのネットワーク化が必要であります。幹線道路については、対面通行を余儀なくされている三陸縦貫自動車道路の4車線化や、著しく遅れている都市計画道路の整備等が、地域における長年の懸案の一つとなっており、さらに、市道等の生活道路については、国道や県道とのスムーズな接続が必要不可欠であり、道路網について幹線道路と生活道路の一体的な整備が求められています。

2. 災害対策の推進

平成15年宮城県北部連続地震の震源地として大きな被害を受けた本市では、震災後4年を経過した現在においても、災害復旧に関連する事業を継続的に実施している

ことに加え、震災時の災害復旧事業にかかる起債償還がさらに財政を圧迫しています。沿岸部に位置し、海拔0メートル地帯を抱える本市にとって、市民の避難路を確保し、市民の生命財産を守る道路整備や架橋事業及び排水設備等の整備による豪雨対策をより推進する必要があります。

また、先の震災では市内各所で落石、崩土事故等が発生し、道路が寸断されており、災害防除事業についても積極的対応が求められています。

3. 交通安全関連施設の整備推進

道路に関しては、歩道やガードレール、交差点等の改良等、車と歩行者が安全に通行できる施設に整える必要がある。本市においては、生活道路はもとより、国道・県道等の幹線道路についても歩道未整備箇所が多く、安全に通行できる道路整備が求められています。